

全国健康保険協会について

全国健康保険協会

中小企業等の被用者とその家族(約3500万人)が加入する健康保険を運営

意思決定機能

運営委員会
(事業主3名・被保険者3名・学識経験者3名により構成)

理事 長
(理事6名以内)

<運営委員会・評議会>
事業主及び被保険者の
意見に基づく自主自立の運営

業務決定機能

[都道府県支部] (全国47か所)
支部単位で地域の実情を踏まえ事業を実施

A県支部(支部長)

評議会
(事業主・被保険者・学識経験者により構成)

保険料率 a%

Z県支部(支部長)

評議会
(事業主・被保険者・学識経験者により構成)

保険料率 z%

監査機能

監事(2名)

外部監査(会計監査人)

支部単位で事業運営について意見を聴く

保険運営の企画

- 都道府県別保険料率の設定
- 財政運営
- 業務改革・サービスの向上
- 医療費分析、情報発信

保険給付

- 被保険者証の発行
- 窓口サービス・相談
- 保険給付
- レセプトの点検

保健事業(予防)

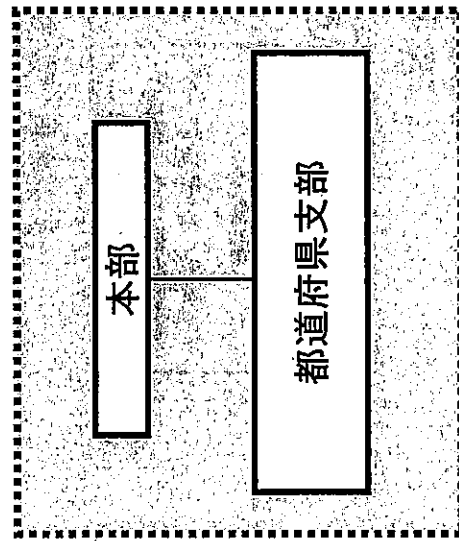
- 健診
- 保健指導
- 情報提供・相談
- (生活習慣病の予防を強化)

※事業所の適用や保険料の徴収の業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体的に実施
保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付

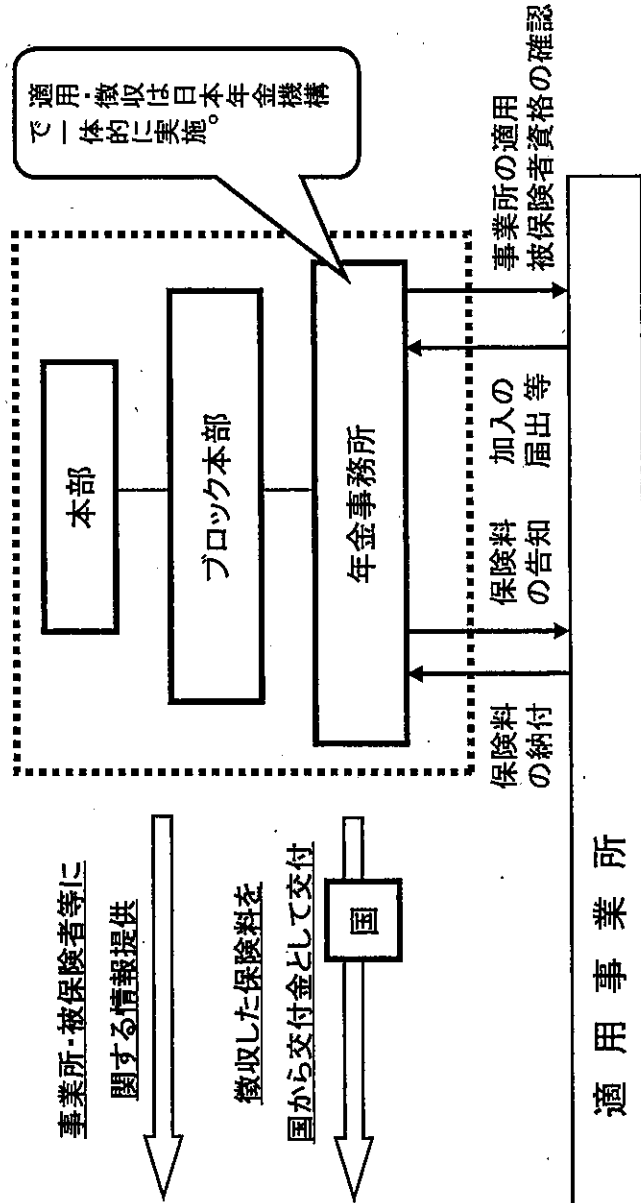
全国健康保険協会の業務の実施体制(イメージ)

協会は保険運営の企画、保険料率の決定、保険給付、保健事業等の業務を実施。なお、健康保険等の適用や保険料徴収の事務については、協会管掌健康保険等と厚生年金の適用事業所が重なっていることから、事務の効率性や事業所の負担軽減等を図るため、日本年金機構において一体的に実施。

全国健康保険協会



日本年金機構



【全国健康保険協会の業務】

- 保険運営の企画等 …… 企画・調査、運営委員会・支部評議会の運営、財務、人事、総務、研修 等
- 保険料率の決定
- 保険給付関連業務 …… 被保険者証の発行、医療費の支払い、レセプト点検、現金給付、任意継続被保険者業務 等
- 保健・福祉関連業務 …… 保健事業(健診、事後指導等)、福祉事業(高額療養費等貸付、情報提供等)